参考資料 F - 2 (矢尾委員,綿貫委員提出資料(1)(修正後))

選定委員会において特に考えていただきたいこと。

項番	打出保育所準備係案	理由		
土地・建物等の条件				
3-(2)	合同・引き継ぎ保育期間(R3・R4年度)中の園舎の引っ越し及び建て替え・大規模改修は行わないこと。 R5年度以降においては、子どもの様子(移管後落ち着いた生活をできているか等)を確認の 上、保護者に同意を得て行うこと。	※詳細な理由については「市立打出保育所の民間移管に係る市職員の対応についての申し入 れ」の懸念3をお読みください。		
応募資格				
4-(2)	社会福祉法人限定とすること。	※詳細な理由については「市立打出保育所の民間移管に係る市職員の対応についての申し入れ」の懸念2をお読みください。		
- 利用定員に関すること				
11-(1)	認定こども園には移行しないでください。 →どうしても制限期間を設ける条件を外せないのであれば、三者協議会において「施設種別の変更に係る条件」の協議をするよう事業者に求めてください。またその条件の中に、 ①新入所児童募集の段階で、施設種別変更の計画があることを公表すること。 ②施設種別変更の計画が持ち上がった時点で、在所児童全世帯からの同意を得ること。 ③施設種別変更までには最低でも2年間の猶予を置くこと。 の3点を盛り込むことを求めます。	・民間移管が発表され、それは覆らないと知った時、私たち保護者は無力感を抱き、大きな心労を感じました。また、移管するのであれば子どもに少しでも負担の無いようにと、他市事例を調べ、保育情勢に関する研修に参加し、移管に係る市との面談に多くの時間と労力を費やし、大変しんどい思いをしてきています。これから打出保育所に入る子どもと保護者に同様の思いをして欲しくありません。 ・移管後も公立保育所の保育を引き継ぎ、同等の役割・責任を果たすためには、市の保育実践義務を明確にする必要があります。園と保護者が直接契約する認定こども園では、市の責任が後退するため、今までと同等の役割・機能を果たすことになりません。したがって、現在の打出の保育を継承するためには保育所としての運営が必須です。・認定こども園への移行は、保護者と園の法律を含めた関係を大きく変更するものであり、どうしても必要な場合には、在所する保護者全員の同意を要件とするべきです。		
施設運営・事業内容に関すること				
13	追記:特定の信仰や宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標等を設定しないこと。	子どもや保護者の信教の自由は重要なものであり、宗教的な行為として具体的な講話や祈祷以外にも、特定の宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標を掲げることについても不適切です。		
職員の配置に関すること				
14 以降	R4~R7の条件を付すのであれば、R8年度以降、保育の質が低下することのないよう、市として監査する仕組みを作ってください。	期間経過後に質の低下があってはならないものであり、全ての条件において4年間遵守すれば よいというものではありません。それでも尚、条件を付すのであれば、保育の質が低下するこ とのないよう市として監査する仕組みを保証し、その仕組みを具体的に募集要項に記載すべき です。R7以降、こども園化の可能性があるのであれば、責任の主体が兵庫県になることで芦 屋市の責任がより著しく後退してしまうことも危惧しています。		

項番	打出保育所準備係案	理由
職員の配置に関	すること	
14-(3)-1	クラスを担当する保育士の1/2以上 → 1クラスに1名以上	例えば、1歳児クラスに担任2名、2歳児クラスに担任4名、3歳児クラスに担任2名、4歳児クラスに担任1名、5歳児クラスに担任1名=担任計10名の場合、条件では5名が新卒保育士となることがあり、6クラスある打出保育所の構成では、いずれかの年齢の学年の担任が新卒の保育士だけという事態が理論上は起こり得るため、保育体制として、また人的質の維持の観点からも「1/2以上」という条件では不十分です。
14-(4)	追記:非常勤職員が民間移管後も就労を希望する場合は、可能な限り引き続き雇用すること。	子ども・保護者にとっては、顔を知っている、打出の保育を知っている職員の方が継続して勤務してくださることは大きな安心です。また、事業者にとっても移管前の保育を知っている公立職員が継続勤務することは大きな手助けとなると聞きます。可能であれば移管後も引き続き勤務していただけるよう看護師又は保健師においても同等の条件を付すべきです。
14-(5)	追記:非常勤職員が民間移管後も就労を希望する場合は、可能な限り引き続き雇用すること。	子ども・保護者にとっては、顔を知っている、打出の保育を知っている職員の方が継続して勤務してくださることは大きな安心です。また、事業者にとっても移管前の保育を知っている公立職員が継続勤務することは大きな手助けとなると聞きます。可能であれば移管後も引き続き勤務していただけるよう栄養士・調理員においても同等の条件を付すべきです。
14-(5)-イ	アレルギーを持つ児童の給食を考えると、 <mark>期間に条件を条件に制限期間を</mark> 付けることは不適切です。	調理師免許を保有している=アレルギー食の知識があるということです。条件を 引き下げる なくすことにより、R7以降はアレルギー食に知識の無い人が給食を作る状況が できることは 容認されることになり誤食事故につながり ます かねません。また、監査などの取組によって防げるものでもありません。永続的に順守すべき条件であるとするべきです。
その他の保育内	P 容について	
18-(3)	追記:移管後に入所した児童については、移管後の前日に在所している児童と異なる費用は求めないこと。	移管後に入所した児童と、移管前から在所している児童と差別的な取り扱いをすることで、保護者間に不公平感が生じます。保育料以外の費用負担については、入所の時期に関わらず等しい条件とすることが大原則です。
移管前の保育内	ロールード	
21-(2) 元所長	追記:合同保育に参加した	条件では移管の前年度に施設にいた職員とは限定されず、数年前に打出にいた保育士であればあっても引き継ぎ派遣が可能と取れます。子どもの心の安定、保育文化の継承という点から考慮しても、移管前直近の合同保育を経験している公立保育士でないと、移管後の引き継ぎに来ても十分な引き継ぎはできず、意味を成しません。
21-(2) 保育士	追記:合同保育に参加した	同上
その他		
22-(5)	追記:~「"従来通り"士施設の運営に支障がない範囲で~」とし、「活動に関する取り決めは 三者協議をもって決定する」等の文言を追加してください。	今までできていたことを"運営に支障がある <mark>から</mark> "と断られては困ります。